

長野県総合5か年計画進捗管理制度要綱

平成25年 4月 1日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県総合5か年計画の進捗状況を把握し計画を着実に推進するとともに、長野県総合5か年計画に基づくプロジェクトや施策について県民に対する説明責任を果たすための進捗管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(進捗管理の基本的な考え方)

第2 県は、その所掌に係る施策について、的確にその効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ）を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性又は優先性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から、客観的な進捗管理を行い、その結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 県は、前項の規定に基づく進捗管理に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、施策の特性に応じた合理的な手法を用い、施策効果をできる限り定量的に把握するものとする。

(進捗管理の基本的な事項)

第3 県は、進捗管理の実施に当たり、毎年度、次に掲げる基本的な事項を定める。

- (1) 進捗管理の対象に関する事項
- (2) 進捗管理の主体に関する事項
- (3) 進捗管理の時点に関する事項
- (4) 進捗管理の観点に関する事項
- (5) 進捗管理の実施方法に関する事項
- (6) 進捗管理の結果の活用に関する事項
- (7) 進捗管理に関する情報の公表等に関する事項
- (8) その他進捗管理の実施に関し必要な事項

(進捗管理制度の改善の検討)

第4 県は、毎年度、制度の検証を行い、その課題を把握し、国や他の地方公共団体における政策評価の動向も参考としながら、当該制度の改善について検討を行う。